

平成 23 年 8 月 26 日

問い合わせ先：国土交通省海事局
 運航労務課安全衛生室
 担 当：今井、井口
 (内線 45-256,45-255 直通 5253-8652)

船員労働安全衛生月間の取り組みをスタートします

“今一度！！「あせらず」「無理せず」「油断せず」”

○海上における船員の労働災害・疾病の防止を図るため、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動に取り組んでおり、毎年9月に集中的に船員労働安全衛生活動を実施しています。期間中は、各地で船舶に赴いての安全衛生指導や、船員災害防止大会、各種講習会、無料の健康相談等の取り組みを実施致します。

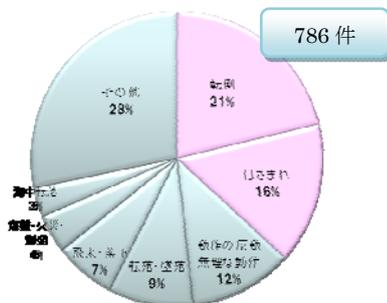
1. 月間の概要

船員労働安全衛生月間（以下「月間」という。）は、船舶所有者から船員まで、船に関わるすべての人が力を合わせて、海上労働における労働環境の改善や安全衛生意識の高揚を図り、死傷災害や疾病の防止を目指して取り組みを行う月間として、昭和32年度から実施され、今年度で55回目を迎えるものです。

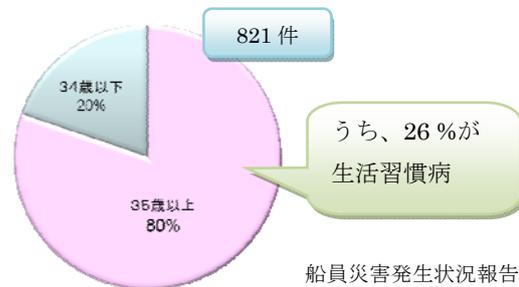
活動の内容は、全国の地方（地区）船員労働安全衛生協議会等による安全衛生に関する訪船指導、船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講習会・講演会、医療機関と連携しての無料健康診断のほか、各船舶や事業所においても自主点検・労働災害防止対策を実施するなど、本月間の機会をとらえ、各般の取り組みの推進を図ることとしております。

今年度は、特に近年発生件数の多い「転倒（21%）」「はさまれ（16%）」による死傷災害防止や、生活習慣病対策（中高年齢船員の疾病発生件数の26%）を中心とした疾病予防等の諸活動を行います。

平成 21 年度態様別死傷災害発生状況



平成 21 年度中高年齢船員の疾病発生状況



船員災害発生状況報告より

月間期間中に実施するイベント等については、別添のとおりです。詳細につきましては、国土交通省ホームページをご確認下さい。

2. 主唱者等

国土交通省、水産庁が主唱者となって、船員災害防止協会、船員労働安全衛生協議会等の全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施します。